

vol.52-08 (通算 593号)

2022年11月号

やどかり

2022年11月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

すべての障害のある人を権利の主体に 国連総括所見(勧告)を契機に見直しを

2022年8月、スイス・ジュネーブにある国際連合(以下、国連)本部にて、国連障害者権利委員会(以下、権利委員会)は、日本の障害者権利条約の履行状況を初めて審査した(機関紙やどかり2022年10月号1面参照)。2022年9月9日に権利委員会は締約国である日本に対し「総括所見(勧告)」(現在は機械翻訳による仮訳しかなく、日本障害者協議会が2022.9.26配信した日本語訳から引用)を公表した。総括所見は18ページに及び、障害者権利条約第1条から33条のすべてに対して厳しい勧告が出された。中でも脱施設化と精神科医療、障害児を対象とする特別支援教育について多くの紙面が割かれている。

障害者権利条約が国連で採択されたのは2006年12月10日。それから遡ること58年前の1948年同日、国連は世界の人権規約の基礎となる世界人権宣言を採択し、「すべての人間が生まれながらに基本的人権を有する」と宣言した。1970年代には、障害のある人の人権の概念が国際的に広く受け入れられ、1975年に「障害のある人が可能な限りにおいて、他の人間と同等の権利を有する」と障害者の権利宣言で明文化された。これらの動きが気運となり、「障害者の完全参加と平等」を掲げた国際障害者年(1981年)や、関連する行動計画を採択し、「国連・障害者の十年」が宣言された。行動計画では「一部の構成員を締め出す社会は弱くて脆い」「障害者は特別な集団ではなく、人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民であ

る」などが提唱された。障害は1人1人の固有の課題ではなく、支える社会の課題であることがここで明確に提示されたのだ。

国際障害者年から41年、メキシコ代表団からの提案で2002年に国連で障害者権利条約策定に向けての動きが始まってから20年、日本国内では障害のある人の権利についてどのように捉えられてきたのだろうか。

今回の総括所見で注目すべきは、冒頭で日本における国内法・政策が父権主義的であり、障害者権利条約における「障害の人権モデル」と調和していないと懸念が示されていることだ。更に、機能障害やその能力で評価する「医学モデル」の要素を排除し、法律などの根本的見直しも勧告された。また、総括所見の随所で政策検討過程に障害者団体の積極的参加や協議の機会の確保を求めている。障害のある人を権利の主体とする障害者権利条約の、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という本来の趣旨を基盤に、障害者政策の見直しを締約国である日本は求められている。

総括所見で述べられていることは、日本政府のみならず、私たち1人1人に問われていることだ。総括所見をこれからの障害のある人の権利を守る運動の指針とするためには、その内容を読み解き、今一度障害者権利条約に向き合い、深める必要がある。私たちの日々の実践が障害のある人の権利を主体とした活動や地域づくりとなっているか、多くの人と共に学び合い、議論を重ねていきたい。